

第10章 国民生活の安定に関する措置

武力攻撃事態等においては、生活関連物資等が不足することも想定されるため、国と連携しつつ、適切な措置を講じ、物価の安定等を図ることから、国民生活の安定に関する措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

(1) 武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、次に掲げる措置を行う。

- ① 生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を実施
- ② 生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用しつつ、必要な情報共有に努めるとともに、国民への情報提供や相談窓口を設置

(2) 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときには、関係法令に基づき、次に掲げる措置を実施する。

- ① 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（以下「買占め等防止法」という。）に係る措置

国が買占め等防止法第2条第1項に基づき、政令で特別の調査を要する物資（以下「特定物資」という。）を指定した場合は、県内のみならず事務所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者（小売業者を除く）及び県内に事務所等を有し特定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

ア 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法第3条）

イ 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法第4条第1項）

ウ 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法第4条第2項）

エ 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（買占め等防止法第4条第4項及び第5項）

オ 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法第5条第1項及び第2項）

② 国民生活安定緊急措置法に係る措置

県は、国が国民生活安定緊急措置法第3条第1項に基づき、政令で特に価格の安定を図るべき物資（以下「指定物資」という。）を指定した場合は、県内のみに事業場を有し指定物資を販売する事業者（小売業者を除く）及び県内に事業場を有し指定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

- ア 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表（国民生活安定緊急措置法第6条第2項及び第3項）
- イ 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表（国民生活安定緊急措置法第7条）
- ウ ア及びイの措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問（国民生活安定緊急措置法第30条第1項）

③ 物価統制令に係る措置

県は、国が物価統制令第4条及び第7条並びに物価統制令施行令第2条に基づき、告示で物資及び役務についての統制額を指定した場合は、ア及びイの措置を講ずる。

- ア 統制額を超える契約等に対する例外許可（物価統制令第3条第1項但書）
- イ 履行中の契約の変更等に関して別段の定めを設けること及び統制額を超える価格とすることの許可（物価統制令第8条ノ2但書）

また、必要があると認められるときは、物価に関する報告の徴収、帳簿の作成命令を行うとともに、必要な場所へ臨検し業務の状況若しくは帳簿書類等の検査を実施する。（物価統制令第30条第1項）

2 避難住民等の生活安定等

（1）被災児童生徒等に対する教育

県及び県教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

（2）公的徴収金の減免等

避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、県税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに県税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(3) 生活再建資金の融資等

武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、被災状況に応じて、被災者に対する貸付資金、被災した事業に対する設備復旧資金等の融通が図られるよう必要な措置を検討する。

3 生活基盤等の確保

(1) 県による生活基盤等の確保

- ① 水道用水供給事業者及び工業用水道事業者は、給水事業者等に対して、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
- ② 河川管理施設、道路、下水道、港湾及び飛行場施設の管理者は、河川管理施設、道路、下水道、港湾及び飛行場施設を適切に管理する。

(2) 指定地方公共機関による生活基盤等の確保

- ① ガス事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、ガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずるものとする。
- ② 運送事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物の運送を確保するために必要な措置を講ずるものとする。
- ③ 病院その他の医療機関である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、医療を確保するため必要な措置を講ずるものとする。
- ④ 道路の管理者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、道路を適切に管理するものとする。

第 1 1 章 交通規制

県警察は、武力攻撃事態等において、住民の避難、緊急物資の運送その他の措置が的確かつ迅速に実施されるよう、必要な交通規制を行うこととし、交通規制の実施にあたり必要な事項について、以下のとおり定める。

（１）交通状況の把握

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

（２）交通規制の実施

県警察は、武力攻撃事態等において、国民保護措置が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、国民保護措置の的確かつ円滑な実施等に配慮して行う。また、武力攻撃事態等に係る地域への流入車両等を抑制する必要があるときは、当該地域周辺の県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。

交通規制等を行うに際しては、国の対策本部長により道路の利用指針が定められた場合は、その利用指針を踏まえ、適切に行う。

（３）緊急通行車両の確認

緊急通行車両については、消防庁、警察庁等関係省庁による通知に定めるところにより、被災状況や応急対策の状況に応じ、知事又は県公安委員会が確認を行う。

（４）交通規制等の周知徹底

県警察及び道路管理者である県は、交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

（５）緊急交通路確保のための権限等

① 交通管制施設の活用

県警察は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設を活用する。

② 放置車両の撤去等

県警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

③ 運転者等に対する措置命令

県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行う。

④ 障害物の除去

県警察は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

(6) 関係機関等との連携

県警察は、交通規制に当たっては、関係機関との密接な連携を確保する。

第 1 2 章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する赤十字標章等及び特殊標章等を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

※【赤十字標章等及び特殊標章等の意義】

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される赤十字標章等及び国際的な特殊標章等は、それぞれ国民の保護のために重要な役割を担う医療行為及び国民保護措置を行う者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

（１）国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等

① 赤十字標章等（法第157条）

ア 標章

第一追加議定書（1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I））第8条（1）に規定される特殊標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る。ただし、赤のライオン及び太陽の標章は、いずれの国も1980年以降使用していない。また、赤新月の標章は、イスラム教国において使用されるものである。）



（赤十字）



（赤新月）



（赤のライオン及び太陽）

イ 信号

第一追加議定書第8条（m）に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報）

ウ 身分証明書

第一追加議定書第 18 条 3 に規定される身分証明書（「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」が示す様式は下記のとおり）

エ 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等

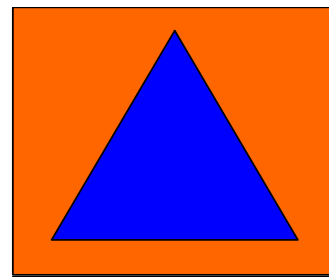
 (この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白) 		身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
身分証明書 IDENTITY CARD 常時の 自衛隊の衛生要員等以外の 医療関係者用 臨時の PERMANENT for civilian medical personnel TEMPORARY 氏名/Name 生年月日/Date of birth この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書 I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as 交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card 許可権者の署名/Signature of issuing authority 有効期間の満了日.....		その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type		
		所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
		印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格 A 7 (横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル))

② 特殊標章等（法第 158 条）

ア 特殊標章

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）



（オレンジ色地に青の正三角形）

イ 身分証明書

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される身分証明書（「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」が示す様式は下記のとおり）

ウ 識別対象

国民保護関係者、保護のために使用される場所等

（この証明書を交付等 する許可権者の名を記載するための余白） 身分証明書 IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel 氏名/Name 生年月日/Date of birth この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as 交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card 許可権者の署名/Signature of issuing authority 有効期間の満了日……………	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; height: 60px; vertical-align: top;">身長/Height</td> <td style="width: 33%; height: 60px; vertical-align: top;">眼の色/Eyes</td> <td style="width: 33%; height: 60px; vertical-align: top;">頭髪の色/Hair</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="height: 100px; vertical-align: top;"> その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="height: 150px; vertical-align: middle; text-align: center;"> 所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER </td> </tr> <tr> <td style="height: 60px; vertical-align: bottom;">印章/Stamp</td> <td colspan="2" style="height: 60px; vertical-align: bottom;">所持者の署名/Signature of holder</td> </tr> </table>	身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair	その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type			所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER			印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	
身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair											
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type													
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER													
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder												

（日本工業規格 A 7（横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル））

(2) 赤十字標章等の交付及び管理

- ① 知事は、国の定める赤十字標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、以下に示す医療関係者等（政令指定都市である広島市に係る医療関係者等は除く。）に対し、赤十字標章等を交付及び使用させる。

ア 避難住民等の救援を行う医療機関または医療関係者

イ 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関または医療関係者

（ア及びイに掲げる者の委託により医療に係る業務を行うものを含む。）

- ② 知事は、以下に示す医療機関等（政令指定都市である広島市に係る医療関係者等は除く。）から赤十字標章等に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、赤十字標章等の使用を許可する。

ア 医療機関である指定地方公共機関

イ 区域内で医療を行うその他の医療機関又は医療関係者

（ア及びイに掲げる者の委託により医療に係る業務を行うものを含む。）

(3) 特殊標章等の交付及び管理

- ① 知事又は県警察本部長は、国の定める特殊標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

ア 知事

- ・ 国民保護措置に係る職務を行う県の職員
- ・ 知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- ・ 知事が指定した指定地方公共機関

イ 県警察本部長

- ・ 国民保護措置に係る職務を行う県警察の職員
- ・ 県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

- ② 知事は、指定地方公共機関から特殊標章等の使用に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定にもとづき、特殊標章等の使用を許可する。

(4) 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

県は、国、日本赤十字社及びその他関係機関と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

(5) 広島市の赤十字標章等の交付及び管理

政令指定都市である広島市の赤十字標章等の交付及び管理は、国民保護法第184条の規定に基づき、広島市が行うこととされている。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

県が管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧について必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 県が管理する施設及び設備の緊急点検等

武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上で、県が管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、総務省にその状況を連絡する。

(3) 国に対する支援要請

応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、国に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 ライフライン施設の応急の復旧

(1) 県が管理するライフライン施設の応急の復旧

武力攻撃災害が発生した場合には、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者が管理する上下水道や工業用水道のライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市町及び指定地方公共機関に対する支援

下水道、ガス等のライフライン事業者である市町及び指定地方公共機関から応急の復旧のため支援の要請があった場合には、ライフライン施設ごとに要請の内容を把握した上で、所要の措置を講ずる。

3 輸送路の確保に関する応急の復旧等

(1) 輸送路の優先的な確保のための措置

県対策本部長は、武力攻撃災害による被害が発生した場合には、広域的な避難住民の運送等を行うための輸送路を優先的に確保するために必要となる応急の復旧のための措置が講じられるよう、必要に応じ総合調整を行う。また、輸送路を効率的に確保するため、関係する施設管理者等の情報収集・連絡体制の整備に努める。

(2) 県が管理する輸送施設の応急の復旧

武力攻撃災害が発生した場合には、県が管理する道路、漁港施設、ヘリポート等及び県が所有する港湾施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

県が管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、県は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって実施する。

(2) 県が管理する施設及び設備の復旧

武力攻撃災害により県が管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

国民保護措置の実施に要した費用で県が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償、実費弁償及び損害補償

(1) 損失補償

国民保護法に基づく土地や建物の使用、物資の収用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 実費弁償

国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

(3) 損害補償

国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

国民保護措置の実施に関し、県対策本部長が市町又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し総合調整を行い、又は指示をした結果、当該市町又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が損失を受けたときは、国の対策本部長の総合調整又は指示の結果、県又は指定公共機関が損失を受けたときに国が行う損失の補てんの手続等に準じて、損失の補てんを行う。

4 市町が国民保護措置に要した費用の支弁等

(1) 国に対する負担金の請求等

市町が国民保護措置の実施に要した費用の支弁や国に対する負担金の請求等について、県国民保護計画に準じて定めるものとする。この場合において、国に対する費用の請求については、別途国が定めるところにより、国に対し請求するものとする。

(2) 損失補償及び損害補償

国民保護法に基づき市町が行う損失補償及び損害補償の手続等については、県国民保護計画に準じて定めるものとする。

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

県国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、県緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、県は、緊急対処事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者及び当該地域をその業務の範囲とする指定地方公共機関等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて、これを行う。